

令和 4 年

司法統計年報概要版

3 家事編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2022

VOLUME 3 FAMILY CASES

令和 5 年 8 月

AUGUST, 2023

最高裁判所事務総局

GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和4年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、3家事編の概要を記したものである。

第1 家事事件及び人事訴訟事件等の全事件

家庭裁判所に申し立てられた令和4年の事件総数は、114万7682件であり、令和3年と比較して0.2%の減少を示している（表1）。

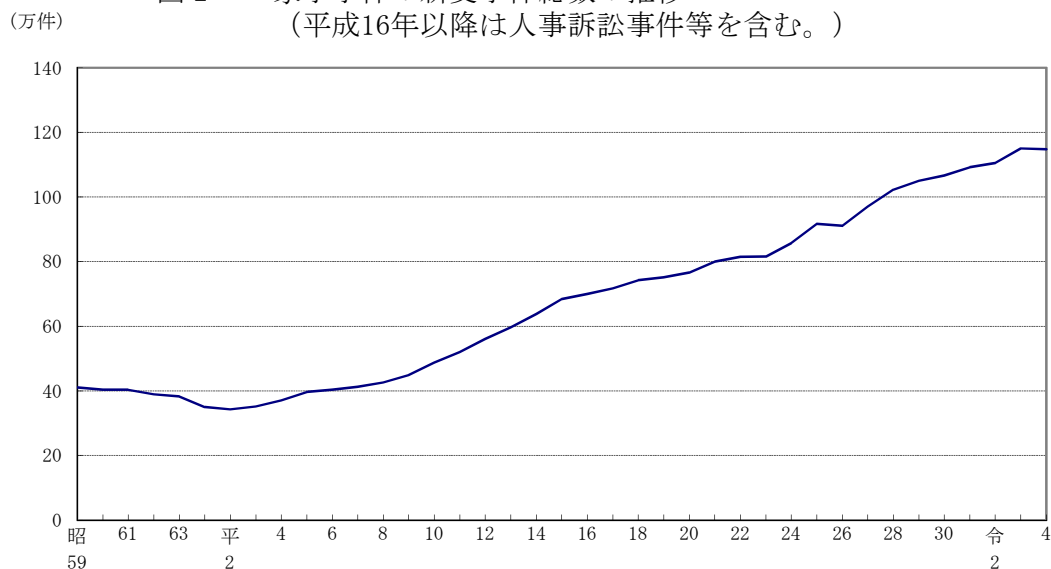
なお、新受事件総数の昭和59年以降の推移は図1のとおりである。

表1 家事事件及び人事訴訟事件等の新受事件総数の構成比及び前年比

事件の種類	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)	前年比(%)
総数	1 150 372	100.0	1 147 682	100.0	99.8
審判事件	967 412	84.1	976 082	85.0	100.9
調停事件	132 556	11.5	123 760	10.8	93.4
人事訴訟事件	10 094	0.9	8 985	0.8	89.0
通常訴訟事件	281	0.02	246	0.02	87.5
子の返還申立事件	9	0.001	22	0.002	244.4
保全命令事件	457	0.04	391	0.03	85.6
共助事件	11 166	1.0	10 140	0.9	90.8
雑事件	22 643	2.0	22 347	1.9	98.7
その他の事件	5 754	0.5	5 709	0.5	99.2

注1) 高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件の件数を含まない。

図1 家事事件の新受事件総数の推移
(平成16年以降は人事訴訟事件等を含む。)



第2 家事審判事件

1 新受・既済・未済事件数

令和4年の新受事件数は、97万6082件であり、令和3年と比較して0.9%の増加を示している（表1）。

なお、新受事件数の昭和59年以降の推移は図2、新受・既済・未済事件数の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

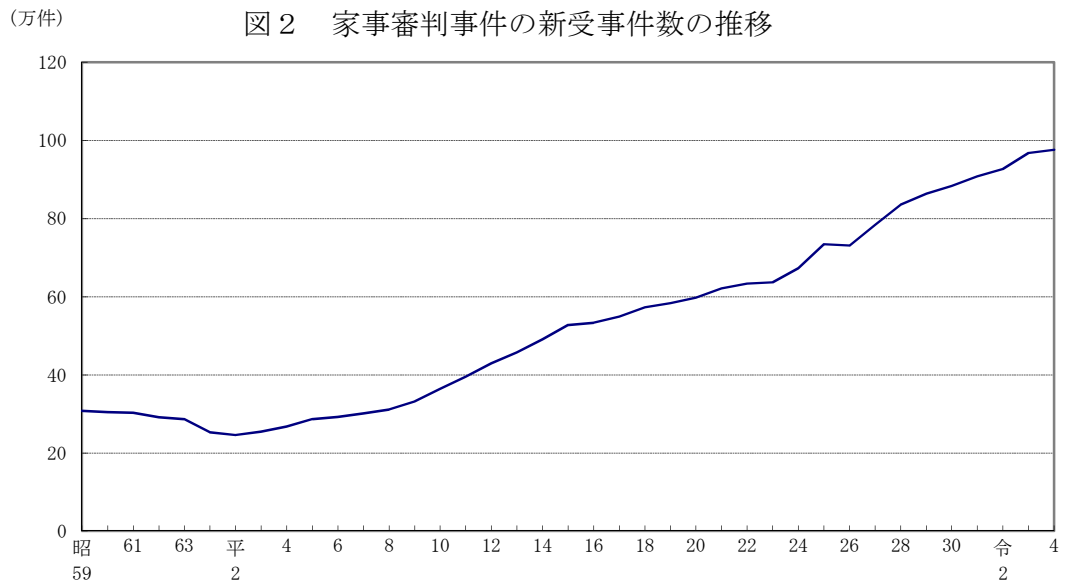
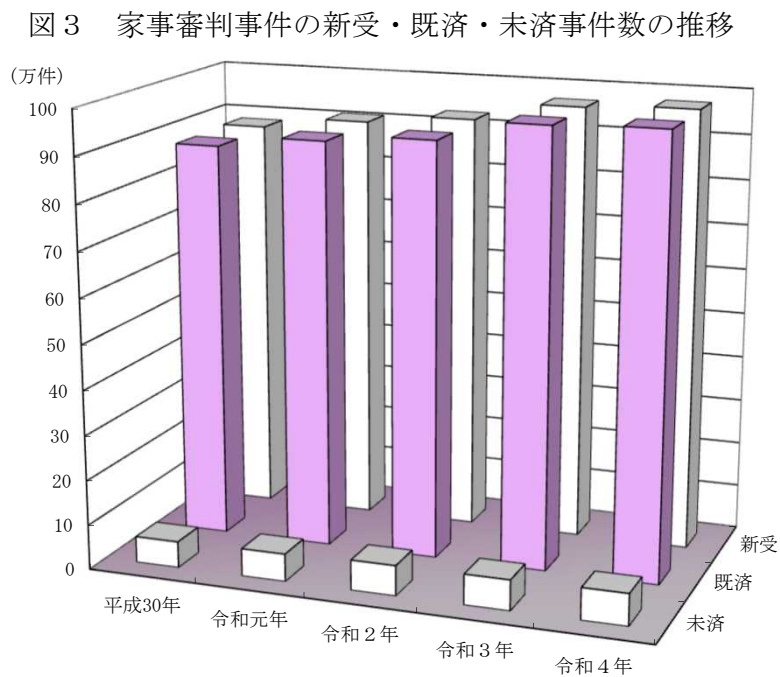


表2 家事審判事件の最近5年間の推移

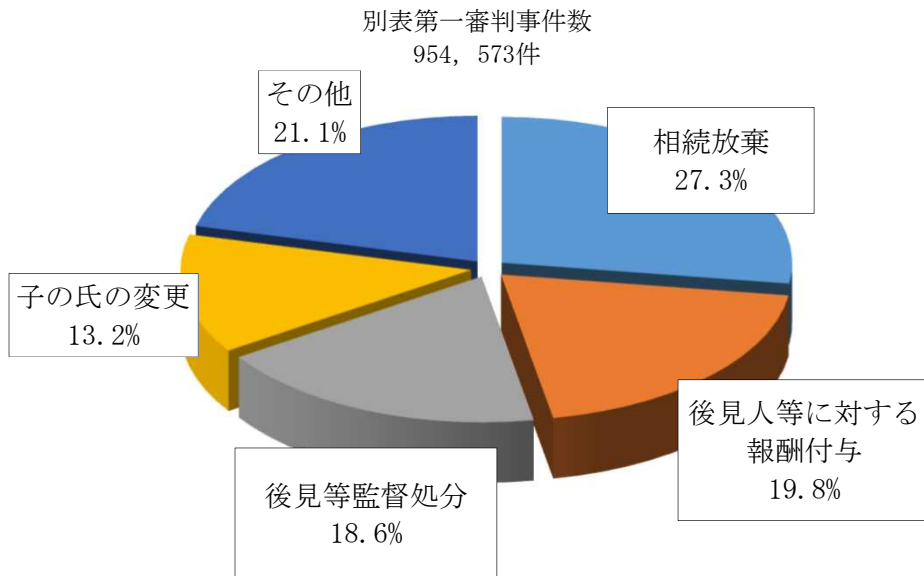
年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	883 000	100	879 229	58 522
令和元	907 798	103	904 757	61 563
2	926 830	105	921 166	67 227
3	967 412	110	966 778	67 861
4	976 082	111	972 985	70 958



(1) 別表第一審判事件

令和4年の新受事件数は、相続放棄事件が最も多く、次いで、後見人等に対する報酬付与事件、後見等監督処分事件、子の氏の変更事件の順となっている(図4)。

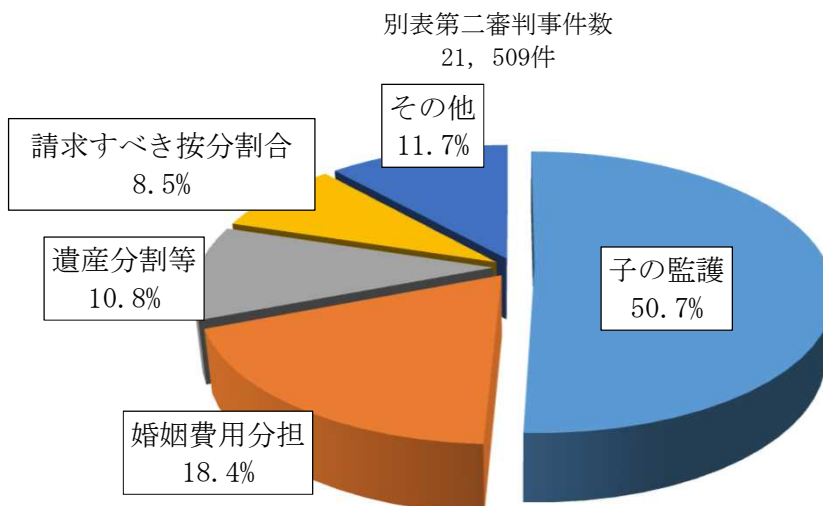
図4 別表第一審判事件の新受事件数の事件別の構成比



(2) 別表第二審判事件

令和4年の新受事件数は、子の監護事件が最も多く、次いで、婚姻費用分担事件、遺産分割等事件、請求すべき按分割合事件の順となっている(図5)。

図5 別表第二審判事件の新受事件数の事件別の構成比



2 平均審理期間

既済事件の平均審理期間の最近5年間の推移は表3のとおりである。

表3 家事審判事件の既済事件の平均審理期間

年次	総数	別表第一	別表第二
平成30	1.1月	1.0月	5.7月
令和元	1.1	1.0	5.8
2	1.2	1.1	6.0
3	1.1	1.0	6.0
4	1.1	1.0	6.1

3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、認容が96.9%を占めている（表4）。

表4 家事審判事件の終局区分

年次	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)
総数	921 166	100.0	966 778	100.0	972 985	100.0
認容	891 817	96.8	935 444	96.8	942 395	96.9
却下	4 141	0.4	4 887	0.5	4 784	0.5
取下げ	16 275	1.8	16 792	1.7	16 112	1.7
移送・その他	8 933	1.0	9 655	1.0	9 694	1.0

第3 家事調停事件

1 新受・既済・未済事件数

令和4年の新受事件数は、12万3760件であり、令和3年と比較して6.6%の減少を示している（表1）。

その内訳は、婚姻中の夫婦間の事件が最も多く、次いで、子の監護事件、婚姻費用分担事件、遺産分割等事件の順となっている（図6）。

なお、新受事件数の昭和59年以降の推移は図7、新受・既済・未済事件数の最近5年間の推移は表5、図8のとおりである。

図6 家事調停事件の新受事件数の事件別の構成比

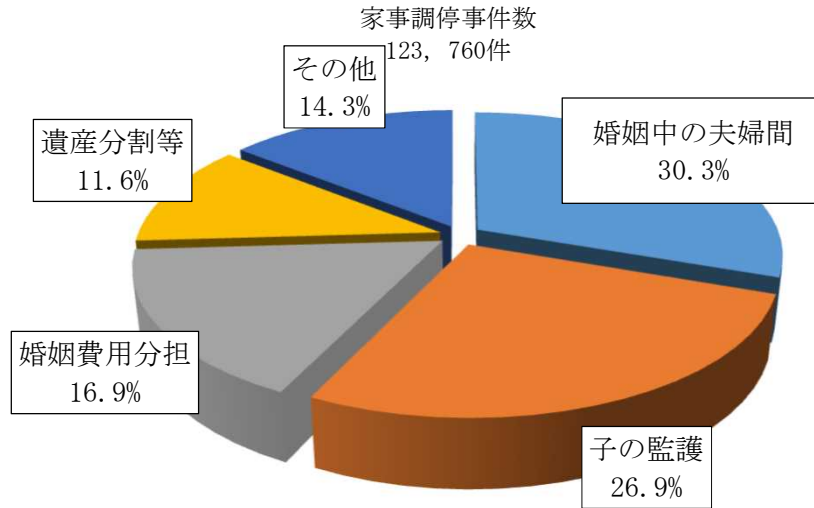


図7 家事調停事件の新受事件数の推移

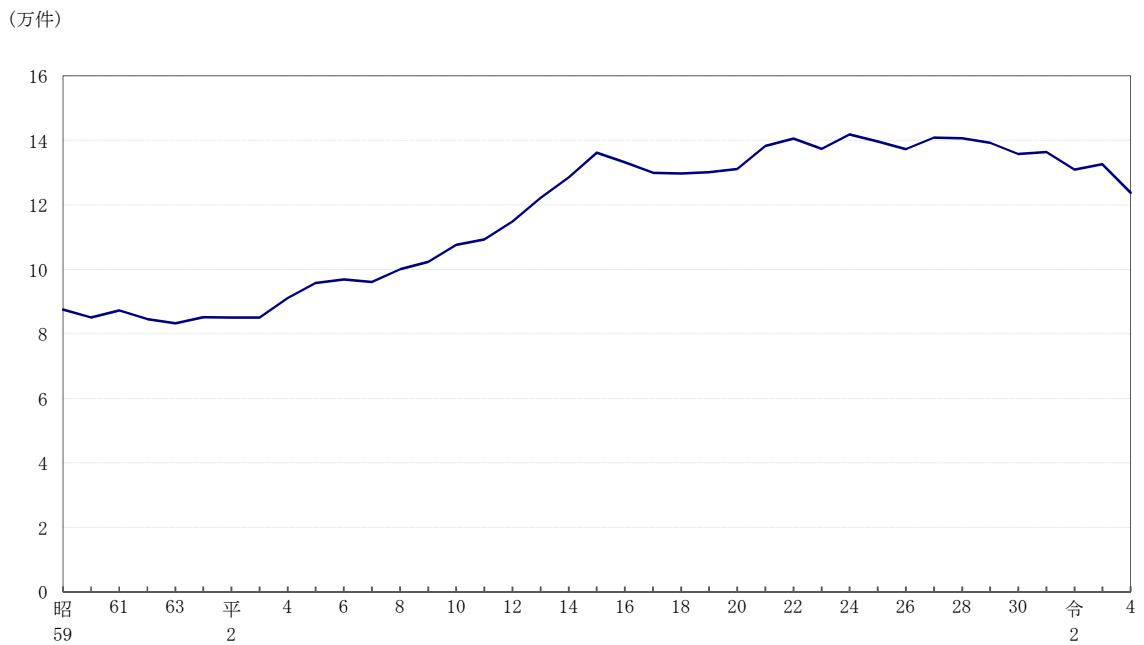
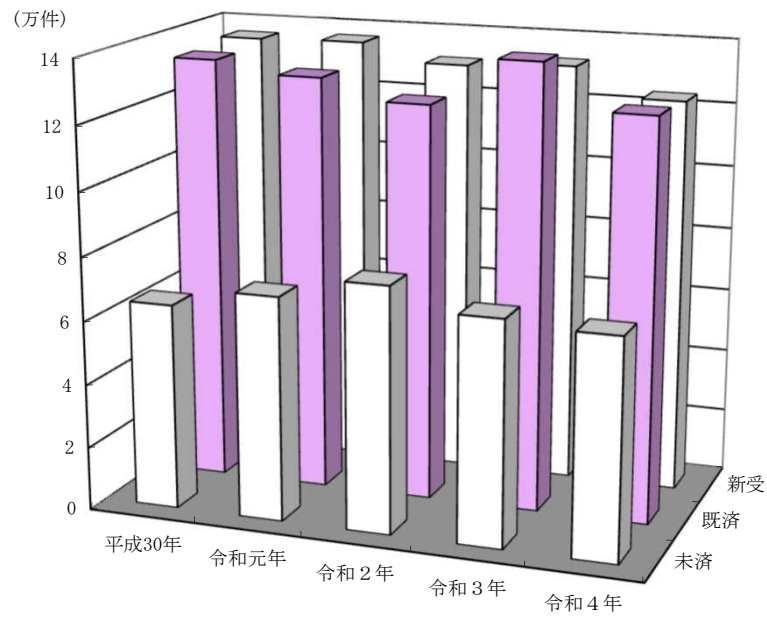


表5 家事調停事件の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成30	135 783	100	134 079	64 773
令和元	136 358	100	130 519	70 612
2	130 936	96	124 346	77 202
3	132 556	98	139 190	70 568
4	123 760	91	125 428	68 900

図8 家事調停事件の新受・既済・未済事件数の推移



2 平均審理期間

既済事件の平均審理期間の最近5年間の推移は表6のとおりである。

表6 家事調停事件の既済事件の平均審理期間

年次	総数	別表第二	別表第二以外
平成30	6.0 月	6.4 月	5.6 月
令和元	6.3	6.7	5.7
2	7.2	7.5	6.7
3	7.4	7.7	6.8
4	7.2	7.7	6.5

3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、成立が46.3%、不成立が19.8%、取下げが17.5%を占めている(表7)。

表7 家事調停事件の終局区分

年次	令和2年	構成比 (%)	令和3年	構成比 (%)	令和4年	構成比 (%)
総数	124 346	100.0	139 190	100.0	125 428	100.0
成立	59 529	47.9	65 871	47.3	58 114	46.3
不成立	22 552	18.1	27 402	19.7	24 848	19.8
取下げ	25 145	20.2	25 068	18.0	21 948	17.5
合意に相当する審判	1 528	1.2	1 693	1.2	1 436	1.1
調停に代わる審判	9 592	7.7	12 635	9.1	12 808	10.2
調停をしない	1 316	1.1	1 496	1.1	1 394	1.1
移送・その他	4 684	3.8	5 025	3.6	4 880	3.9

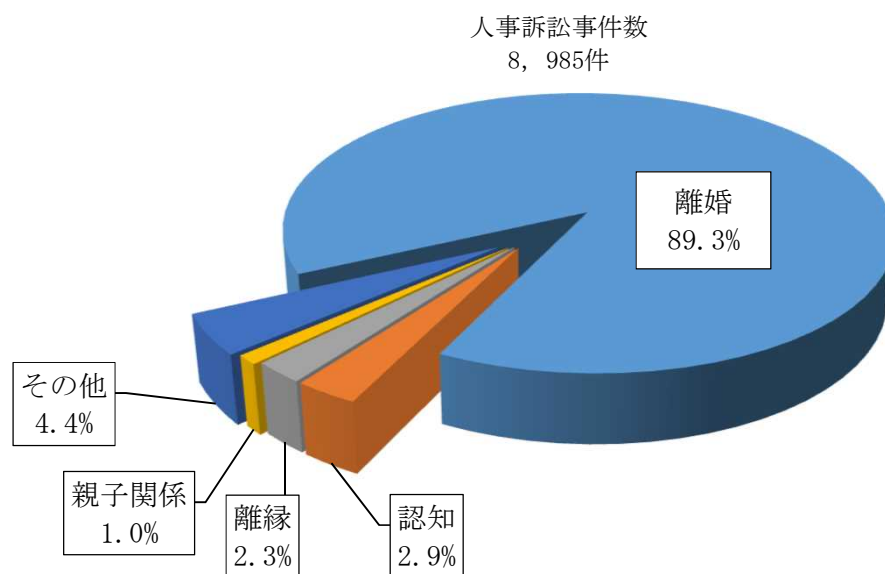
第4 人事訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

令和4年に家庭裁判所に提起された人事訴訟事件の新受事件数は8985件であり、令和3年と比較して11.0%の減少を示している（表1）。その内訳は、離婚事件が最も多く、次いで、認知事件、離縁事件、親子関係事件の順となっている（図9）。

なお、既済事件数は9171件、未済事件数は1万0807件である。

図9 人事訴訟事件の新受事件数の事件別の構成比



2 平均審理期間

令和4年の既済事件の平均審理期間は14.3月である。

3 終局区分

既済事件を終局区分別の構成比で見ると、判決が40.0%、和解が34.8%、取下げが22.2%を占めている（表8）。

表8 人事訴訟事件の終局区分

年次	令和2年	構成比 (%)	令和3年	構成比 (%)	令和4年	構成比 (%)
総数	8 156	100.0	9 173	100.0	9 171	100.0
判決	3 243	39.8	3 681	40.1	3 667	40.0
決定	102	1.3	122	1.3	103	1.1
命令	5	0.1	7	0.1	5	0.1
和解	3 170	38.9	3 311	36.1	3 187	34.8
放棄	6	0.1	10	0.1	15	0.2
認諾	4	0.05	8	0.09	8	0.09
取下げ	1 513	18.6	1 908	20.8	2 032	22.2
その他	113	1.4	126	1.4	154	1.7

第5 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、特に断りのない限り件数を表す。
- 2 数値は、令和5年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 3 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合の合計が100%とならない場合がある。
- 4 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。